

専門学校 沖縄中央学園 学則

第1章 総則

(名称)

第1条 この専修学校は、専門学校 沖縄中央学園という。

(位置)

第2条 専門学校 沖縄中央学園は、沖縄県中頭郡北谷町伊平204番地に置く。

(目的)

第3条 本校は、教育基本法に則り学校教育法に従い福祉、保育に関する技術、知識、創造、志向などあらゆる能力を育み創造性豊かな人間形成を行い地域社会の発展に寄与する精神と実践力を養うことを目的とする。

(自己点検・評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し必要な事項は別に定める。

第2章 課程及び学科等

(課程及び学科等)

第5条 本校の課程及び学科等は次のとおりとする。

課程名	学科名	昼夜の別	修業年限	入学定員	総定員
社会福祉 専門課程	こども保育科	昼	3年	60人	180人
	こども学 ぶ科	夜	3年	40人	120人
	メンタル オフィス ビジネス 科	昼	2年	20人	40人
	合計			120人	340人

(学年及び学期)

第6条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 学期は、次のとおりとする。

(1) 前期 4月1日から9月30日まで

(2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 本校の休業日はつぎのとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する日

(3) 慰霊の日

(4) 夏季休業日 9月1日から9月30日まで

(5) 冬季休業日 12月25日から1月5日まで

(6) 春季休業日 3月20日から3月31日まで

2 校長は教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項にかかわらず、休業日に授業をおこなうことがある。

3 校長は非常災害等の事情があるとき、又は教育の実施上特別の事情があるときは、授業を行わないことがある。

第3章 教育課程、授業時間数及び教員組織等

(教育課程及び授業時間数)

第8条 教育課程及び授業時間数は、別表のとおりとする。

(単位)

第9条 本校の授業科目の授業時間数を単位に換算する場合には、講義及び演習にあつては15時間から30時間をもって1単位、実技、実習においては、30時間から45時間をもって1単位とする。

(始業及び終業時間)

第10条 授業の始業及び終業時間は次のとおりとする。

(1) 昼間部 午前9時30分から午後5時50分まで

(2) 夜間部 午後6時40分から午後9時30分まで

2 校長は、教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項にかかわらず、始業時間及び就業時間の変更をおこなうことがある。

(成績評価)

第11条 授業科目の成績評価は、学年末において、各学期末に行う試験、実習の成果等を総合的に勘案して行う。ただし、出席が3分の2に達しない者は、その科目について評価を受けることができない。

(他の専修学校等における授業科目の履修)

第12条 他の専修学校、大学等において履修した場合は、各課程の修了に必要な総授業時間数の2分の1を超えない範囲で、当該課程における授業科目の履修とみなす。

(入学前の授業科目の履修)

第13条 学生が入学前に大学及び専修学校等で履修した授業科目については、当該課程における授業科目の履修とみなす。

2 前項により履修できる授業科目数は、2分の1を超えないものとする。

(教職員組織)

第14条 本校に次の教職員を置く。

(1) 校長

(2) 教員 35名以上(専任 7名以上、兼任 28名以上)

(3) 事務職員 2名以上

2 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第4章 入学資格、入学、休学、復学及び退学

(入学の時期)

第15条 入学の時期は、原則として学年の始めとする。

2 前項の他にも、必要と認めた場合は、学期の区分に従い入学することができる。

(入学資格)

第16条 本校への入学資格は、高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者とする。

(入学手続き・許可)

第17条 本校へ入学しようとする者は、本校の定める入学志願書に必要事項を記載し、学則第22条に定める入学検定料を添えて指定期日までに出席し

なければならない。

- 2 校長は、前項の手続きを完了した者に対して入学選考を行い入学を決定する。
- 3 本校に入学を許可された者は、入学許可の日から2週間以内に学則第22条に定める入学金を添えて手続きを取らなければならない。

(休学・復学)

第18条 学生が、疾病その他やむを得ない理由によって、6カ月以上休学しようとする場合は、診断書又はその事由を記載した書面を提出し校長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の者が復学しようとする場合は、届け出で復学することができる。

(退学)

第19条 退学しようとする場合は、その事由を記載した書面を提出し校長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は除籍とする。

- (1) 第18条に定める休学を許可された期間を超えてなお復学又は退学しない者
- (2) 学費の納入を怠り、督促を受けても納入しない者
- (3) 新入生で学生証の交付手続を行わない者、その他本学において修学する意思がないと認められる者
- (4) 1年間以上にわたり行方不明の者

第5章 教育課程の修了及び卒業の認定

(卒業の認定)

第21条 本校所定の課程を修了した者には、学習評価のうえ卒業証書を授与する。

第6章 入学金、授業料、その他

(授業料等)

第22条 本校の入学金、授業料等は次のとおりとする。

(こども保育科)

入学検定料 10,000円

入学金	160,000円
授業料	800,000円
(こども学ぶ科)	
入学検定料	10,000円
入学金	140,000円
授業料	540,000円

(メンタルオフィスビジネス科)

入学検定料	10,000円
入学金	160,000円
授業料	720,000円

(納入)

第23条 学生が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

(返還)

第24条 既に納入した納付金は、原則として返還しない。ただし、入学前に入学辞退を3月31日までに提出した場合は、入学金を除き授業料等は返還する。

(健康診断)

第25条 健康診断は毎年1回、別に定めるところにより実施する。

第7章 賞罰

(褒賞)

第26条 校長は、成績優秀にして他の模範となる者を褒賞することができる。

(懲戒)

第27条 懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

2 前項の退学は、次の各号に該当する学生に対しておこなう。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められた者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱しその他学生としての本分に反した者

第8章 細則

(細則)

第28条 この学則の施行に関し必要な細則は校長が定める。

附則

この学則は平成19年4月1日から施行する。

この学則は平成21年4月1日から施行する。

この学則は平成28年4月1日から施行する。

この学則は平成30年4月1日から施行する。

この学則は令和2年4月1日から施行する。

この学則は令和3年4月1日から施行する。